

定 款

一般社団法人 京都府臨床検査技師会

平成 23 年 5 月 28 日制定

第 1 章 総 則

第 1 条（名称）

この法人は、一般社団法人京都府臨床検査技師会（略称：京臨技）と称する。
英文名では、Kyoto Association of Medical Technologists（略称：kamt）と称する。

第 2 条（事務所）

この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条（目的）

この法人は、臨床検査技師及び衛生検査技師（以下「検査技師」という。）の臨床検査の技術の向上を図るとともに、地域医療に協力参加し、府民の健康の増進と医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生の向上に関すること
- (2) 検査及び検査技師の実態調査に関すること
- (3) 学術的な研究及び講習に関すること
- (4) 精度管理事業に関すること
- (5) 地域保健事業との協力に関すること
- (6) 医療関係団体及び学術団体との交流に関すること
- (7) 会誌の編集・発行に関すること
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること

第 3 章 会 員

第 5 条（法人の構成員）

この法人に次の会員を置く。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同しこれを援助するために入会した個人又は団体

- 2 前項の会員のうち社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（以下「社員」という。）とする。

第 6 条（会員の資格の取得）

この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 会員は、前項の入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに会長に届け出なければならない。

第 7 条（経費の負担）

会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

第 8 条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 9 条（除名）

会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し社員総会の 1 週間前までにその旨を通知し、社員総会において、弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の決議がされたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

第 10 条（会員資格の喪失）

会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 8 条により退会したとき
- (2) 前条により除名されたとき
- (3) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は賛助会員が解散したとき
- (5) 総社員が同意したとき
- (6) 後見開始の審判を受けたとき、又は保佐開始の審判を受けたとき

2 前項により会員が資格を喪失した場合でも既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 社 員 総 会

第 11 条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第 12 条（権限）

社員総会は、次に定める事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 13 条（開催）

社員総会は、定時社員総会として事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 14 条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、会日の 1 週間前までに通知しなければならない。但し、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

第 15 条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において、社員の中から選出する。

第 16 条（議決権）

社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

第 17 条（決議）

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 18 条（議決権の行使）

社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 総会に出席できない社員は、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 3 前2項により議決権を行使した社員の議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

第19条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び社員総会において選定された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

第20条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号業務執行理事とする。

第21条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第22条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

第24条（役員任期）

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は

辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 25 条（ 役員 の 解 任 ）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 26 条（ 報 酬 等 ）

理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 27 条（ 顧 問 ）

この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功績のあった者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、第 24 条を準用する。
- 4 顧問は、理事会の決議により、解任することが出来る。当該決議があったときは会長がこれを通知ものとする。

第 28 条（ 顧 問 の 職 務 ）

顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応じ、または会長に対して意見を具申する。

第 6 章 理 事 会

第 29 条（ 構 成 ）

この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 30 条（ 権 限 ）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項など重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 一般社団法人の業務の適性を確保するための体制整備

第 31 条（ 招 集 ）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 32 条（ 議 長 ）

理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の互選により選出する。

第 33 条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 34 条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第 35 条（報告の省略）

理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（但し、第 22 条第 4 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第 36 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

第 37 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 38 条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書・収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度終了するまでの間備え置くものとする。

第 39 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類に

については、定時社員総会に提出し、第1号又は第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第128条第3項に規定する措置により開示する。

第8章 定款の変更及び解散

第40条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第41条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第42条（残余財産の帰属等）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

第43条（公告の方法）

この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補 則

第44条（委員会）

この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項に関して、調査研究し、又は審議する。
- 3 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 4 委員会の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第45条（事務局）

この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

附 則

- ① 平成 23 年 05 月 28 日 制定
- ② 平成 28 年 05 月 31 日 改正